

仕様書

I. 件名

在席状況確認及び会議室・備品等一元管理ツールの調達

II. 目的

NEDO では、コロナ禍を経たテレワークの定着や出張・外勤頻度の回復、その日の業務に応じた働く拠点の選択等、働く場所に縛られない柔軟な働き方が進展している。

こうした働き方においても生産性を維持・向上させるため、スマートフォンやWeb上で人（在席状況）や物（各拠点の席の空き状況、会議室・備品の予約可否）を可視化し、従来分散していた各種予約作業等を一元化するツールを導入することで、職員間のコミュニケーションの円滑化及び業務の効率化を図る。

III. 業務内容

受注者は、以下のサービスを提供すること。

1. サービス仕様

別紙1「サービス要件」のとおり。

2. 履行期間

2025年9月26日から2028年9月30日まで

ただし、2028年4月1日以降については、発注者の2028年度から始まる中長期計画について独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5の規定に基づく経済産業大臣の認可を受けることを条件に効力を発する。

3. セキュリティ

- （1）当該業務の全部又は一部にクラウドサービスを使用する場合、当該サービスは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に基づく「ISMAPまたはISMAP-LIUクラウドサービスリスト」に掲載されていること、または、発注者が提供する別添「クラウドサービス セキュリティ対策状況チェックリスト（要機密情報あり）」に基づくチェックリストを提出し、発注者の承認を得ること。

4. サポート

- （1）電話、メール等による利用者サポート対応を行うこと。
- （2）受託者は発注者からのツール使用に係る不明点等の問合せに対して、考えられる原因の情報提供、対応案や対応方針について助言等の対応を行うこと。発注者からの問

合せの回答は原則1営業日以内に回答することとするが、想定 of 業務量を大幅に超える場合等、所定の期日までに回答が困難な場合は発注者と協議して回答期限を定めること。なお、想定される問合せ件数については、以下のとおり。

- ① 繁忙期（導入月、3月及び4月）ひと月平均100件程度
- ② 平常時（①以外）ひと月平均30件程度

(3) サービス提供期間中に新たな機能を追加リリースした場合は、機能の内容と効果的かつセキュアな使用方法等について提案すること。

5. その他付帯業務

1. から4. に付帯する業務を行うこと。

IV. その他

1. 受注者は、本業務を実施するうえで知り得た情報及び発注者から提供され、秘密である旨の表示がなされている情報については、善良なる管理者の注意をもって扱う義務を負うものとする。
2. 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。
3. 本業務における契約書は、受注者の契約書等を使用する。ただし、受注者は事前に発注者に契約書等を提示し、発注者の求めにより契約約款・規約等の調整に応じること。なお、契約約款・規約等と本仕様書（別紙1 サービス要件含む）に矛盾が生じた場合は、本仕様書を優先することとする。
4. 受注者はサービス提供にあたり最低利用期間を契約書面に示すこと。最低利用期間については「Ⅲ. 2. 履行期間」の期間内で通例として利用規約等に定める期間とすること。また、最低利用期間経過後、発注者から解約の申し入れがあった場合は、発注者からの解約の通知をもって発注者の費用負担なしで解約に応じること。なお、発注者は解約にあたり予告通知を行うこととし、その予告通知の期限は解約日から起算して3か月以内とすること。
5. 受注者は、別表「料金単価表」に基づき、月次で請求書を発行すること。
6. 支払いについては、別表「料金単価表」に記載の単価に各月の実績数を乗じて算出した費用に消費税額及び地方消費税額を加算して支払うこととする。ただし、「初期費用」については、利用開始初月のみの発生費用とする。また、ユーザー数は別添「サービス要件 2 管理者向けサイト」に記載の管理者アカウントにより登録したユーザーを1名とする。

料金単価表

基本単価等

項目	単位	単価 (税抜)	金額	備考
2025 年度				
初期費用 (初月月額費用含む)	式	円	円	利用開始初月のみ発生する費用を記載する。なお、初月（2025年9月26日から2025年9月30日まで）の月額費用も含めること。初月の月額費用は、上述の初月期間においてユーザー数100名が本サービスを利用した際の費用とする。
①ユーザー利用料 期間：2025年9月26日から 2025年9月30日まで	名	円	円	ユーザー数が100名を超えた際の1名あたりの単価を記載する。記載する単価は初期費用に計上したユーザー数100名に加え、100名追加を予定数量とした際の単価とする。
月額費用 期間：2025年10月1日から 2026年3月31日まで	月	円	円	ユーザー数1,500名が本サービスを利用した際の1月あたりの月額費用を記載する。
②ユーザー利用料 期間：2025年10月1日から 2026年3月31日まで	名	円	円	ユーザー数が1,500名を超えた際の1名あたりの単価を記載する。記載する単価は月額費用に計上した1,500名に加え、1月あたり100名追加を予定数量とした際の単価とする。
2026 年度				
月額費用 期間：2026年4月1日から 2027年3月31日まで	月	円	円	ユーザー数1,500名が本サービスを利用した際の1月あたりの月額費用を記載する。
③ユーザー利用料 期間：2026年4月1日から 2027年3月31日まで	名	円	円	ユーザー数が1,500名を超えた際の1名あたりの単価を記載する。記載する単価は月額費用に計上した1,500名に加え、1月あたり100名追加を予定数量とした際の単価とする。
2027 年度				

月額費用 期間：2027年4月1日から 2028年3月31日まで	月	円	円	ユーザー数1,500名が本サービスを利用した際の1月あたりの月額費用を記載する。
④ユーザー利用料 期間：2027年4月1日から 2028年3月31日まで	名	円	円	ユーザー数が1,500名を超えた際の1名あたりの単価を記載する。記載する単価は月額費用に計上した1,500名に加え、1月あたり100名追加を予定数量とした際の単価とする。
2028年度				
月額費用 期間：2028年4月1日から 2028年9月30日まで	月	円	円	ユーザー数1,500名が本サービスを利用した際の1月あたりの月額費用を記載する。
⑤ユーザー利用料 期間：2028年4月1日から 2028年9月30日まで	名	円	円	ユーザー数が1,500名を超えた際の1名あたりの単価を記載する。記載する単価は月額費用に計上した1,500名に加え、1月あたり100名追加を予定数量とした際の単価とする。

※①から⑤ユーザー利用料の追加人数については予定であり、確約するものではない。

※①から⑤ユーザー利用料算定の際の各月の実績数（ユーザー数）の集計時点については、発注者と協議し決定すること。